

◆各制度のお問い合わせ窓口

高額療養費制度

ご加入の健康保険窓口

難病医療費助成制度

お住まいの市区町村窓口(保健所、役所・役場など)

◆申請に必要な書類・書類の入手先

制度	申請先	申請に必要な書類	入手先
高額療養費制度	ご加入の健康保険窓口	<p>①【マイナ保険証を利用する方】 医療機関等※の窓口でマイナ保険証(マイナ保険証利用登録を行ったマイナンバーカード)を提示するため、書類は不要です。 ※オンライン資格確認を導入している医療機関等である必要があります。また、マイナ保険証の運用方法は医療機関・薬局ごとに異なります。ご利用の各施設に事前にお問い合わせください。</p> <p>②【限度額適用認定証を利用する方】 限度額適用認定申請書(注:70歳以上の方は年収が約156万円～370万円または約1,160万円以上の場合は申請不要、約370万円～1,160万円の場合は申請必要) ※住民税非課税世帯の方は「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」または「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請書」 ※紙の保険証の新規発行終了に伴い、令和6年12月2日以降は限度額適用認定証も新規発行終了になりました。令和6年12月1日までに発行された限度額適用認定証であれば、令和7年7月31日まで利用可能です。令和6年12月2日以降、マイナ保険証をお持ちでない場合は、保険者より交付される資格確認書を利用することになります。ただし、オンライン資格確認に対応していない医療機関等一部の医療機関では、所得区分の記載された資格確認書を保険者に申請することが必要になります。</p> <p>③【払い戻しを受ける方】 高額療養費支給申請書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務先の健康保険、国民健康保険など、ご自身が加入している健康保険のホームページからダウンロード、または窓口 ・国民健康保険に加入されている方は、お住まいの自治体によって窓口が異なりますので、お住まいの国民健康保険担当窓口にお問い合わせください
難病医療費助成制度	市区町村の窓口 (保健所、役所・役場など)	<p>【Ⅰ度～Ⅳ度の全ての方】</p> <p>特定医療費支給認定申請書</p> <p>臨床調査個人票(診断書) ※入手後、病院で、難病指定医に必要事項を記載してもらってください</p> <p>個人番号に係る調書 ※マイナンバーを記載するための書類</p> <p>住民票 ※世帯全員とその続柄が記載されているもの、情報連携に必要な方全員分のマイナンバーを記載しない場合のみ必要</p> <p>市区町村民税(非)課税証明書などの世帯の所得を確認するための書類 ※情報連携に必要な方全員分のマイナンバーを記載しない場合のみ必要</p> <p>【Ⅰ、Ⅱ度の方のみ】</p> <p>療養証明書 医療費申告書(領収書や、診療報酬明細書などを添付) ※申請前12カ月にIPFによる医療費総額が33,330円を超える月が3カ月以上あると証明する書類。療養証明書は医療機関に必要事項を記載してもらってください。</p>	<p>お住まいの自治体のホームページからダウンロード、または市区町村の窓口(保健所、役所・役場など)</p> <p>市区町村の窓口 (保健所、役所・役場など)</p> <p>お住まいの自治体のホームページからダウンロード、または市区町村の窓口(保健所、役所・役場など)</p>
難病医療費助成制度 「高額かつ長期」	市区町村の窓口 (保健所、役所・役場など)	<p>特定医療費支給認定内容変更申請書</p> <p>難病医療費助成に係る医療費総額の療養証明書または自己負担上限額管理票の該当ページの写し</p>	<p>お住まいの自治体のホームページからダウンロード、または市区町村の窓口(保健所、役所・役場など)</p>

●上記は東京都の例です。また、上記以外にも患者さんによっては提出が必要な書類があります。申請を行う際には、必ず最寄りの申請窓口に申請に必要な書類をご確認ください。

